

令和元年度 第1回浜田市水道事業審議会 会議録

日時：令和元年7月18日(木)13時30分～14時20分

会場：市役所本庁舎5階 議会全員協議会室

1 開 会

管理課長

それでは、定刻になりましたので、令和元年度第1回浜田市水道事業審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、上下水道部管理課長の坂田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、久保田市長が出席のうえ、ご挨拶を申し上げる予定でしたが、急遽他の公務が入って出席できなくなりましたので、近重副市長が代わりにご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

副市長

ただ今お話がありましたように、市長が急遽他の公務が入って出席できなくなりましたので、市長から挨拶を預かってまいりました。代読させていただきます。

令和元年度第一回浜田市水道事業審議会の開会にあたり、ひとことご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ともにご多用のところ、本審議会委員をお引き受けいただき、厚くお礼申し上げます。また、皆様には、日頃から市政運営ならびに水道事業の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、浜田市の水道事業は、平成30年4月に旧那賀郡地域の簡易水道事業を上水道事業に統合し、平成30年10月から統合に伴う水道料金の改定を実施いたしております。

水道料金の改定に当たりましては、市民の皆さんの急激な負担の増加を回避するため、「市民生活安定化基金」の活用によりまして、3ヵ年の激変緩和措置を講じ、浜田地区、金城・旭・弥栄地区、三隅地区でそれぞれ異なっている水道料金の体系と水準を令和2年10月から統一することとしております。

現在の水道事業運営を取り巻く状況に目を向けますと、二つの大きな課題があるものと認識しております。ひとつは、全国的な傾向でもありますが、人口減少によって、水道料金収入が減少していくなかで、どうやって水道事業を継続させていくのかという課題です。ふたつめは、水道施設の老朽化が進行し、更新時期を迎える施設が増加してきますが、この更新需要にどのように対応していくのかという課題です。

こうした課題のあるなかで、長期的な視点に立って、水道事業の安定性と継続性を確保していくための方策について、委員の皆様からご忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸を祈念申し上げます。

令和元年7月18日、浜田市長久保田章市代読でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

管理課長

近重副市長からご挨拶を申し上げます。

そういたしますと、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の次第が1枚ございます。審議会委員の名簿が1枚ございます。また、浜田市水道事業審議会条例を添付しております。この審議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関であり、水道事業の管理者である市長から皆様に委員を委嘱させていただく手続きとなります。

3 委嘱状の交付

管理課長

委嘱状の交付につきましては、本来ならば、市長から委員の皆さんに1人ずつ交付すべきところでございますが、会議の都合や時間の都合もあり、委員の皆さんのお手元、机の上に置かせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。

なお、任期につきましては、条例によりまして、2年間となっておりますので、本年4月1日から2年間とし、令和3年3月末日までとして、委嘱状を準備しておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

なお、大変恐縮ではありますが、近重副市長は、他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(副市長退席)

4 審議会委員及び事務局職員の自己紹介

管理課長

続きまして、本日ご臨席の審議会委員の皆さんと私ども事務局職員の紹介をさせていただいたうえで、議事に入っていきたいと思います。

それでは、豊田委員から順番に自己紹介いただければと思います。

(審議会委員の自己紹介)

管理課長

ありがとうございました。お手元の名簿でいきますと、金城自治区からご推薦いただきました井川委員、三隅自治区の福原委員、消費者問題研究協議会の宮本委員、PTA連合会の木嶋委員の4名の方につきましては、ご都合が付かず、欠席ということでございます。

続いて、私ども事務局のほうから、紹介をさせていただきます。

(事務局職員の自己紹介)

5 浜田市水道事業審議会の趣旨及び運営方法について

管理課長

皆様の自己紹介をいただきましたので、式次第の5番目でございますが、今回の浜田市水道事業審議会の趣旨及び運営につきまして部長の坂田の方から説明をさせていただきます。

上下水道部長

そういたしますと、着座で申し訳ございませんが、浜田市水道事業審議会の趣旨あるいは運営方法について少し説明させていただきます。お手持ちの資料に「浜田市水道事業審議会条例」

の1枚のものがあるかと思ひます。これをご覧になつて下さい。

浜田市水道事業審議会は、従来の浜田市水道料金審議会の組織を發展的に改組するかたちで、本年度から地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、審議会として条例の定めるところにより、設置をしているものでございます。

所掌事務といたしましては、条例第2条において、水道事業に関する重要事項について調査、審議するということになっております。水道事業に関する重要事項、これについては、具体的にどういったことかということでございますけれども、水道事業における投資計画あるいは財政計画、その他水道料金に関することなどを想定しているところでございます。

冒頭の副市長のあいさつにもございましたように、今後の水道事業につきましては、給水人口の減少あるいは水道料金収入の減少、こういったものが見込まれる一方で、水道の施設の老朽化及び耐震化への対応に伴う事業経費の増加、こういったものが見込まれてくると考えられております。今後も、極めて厳しい財政運営を強いられることが懸念されるところでございます。こういったものの状況を踏まえつつ、水道の受益者の代表や公共的団体の代表、あるいは識見者の方々に水道事業の運営について総合的にご審議していただくことによつて、安定的で継続的な水道事業運営を行うことが本審議会の目的ということになっております。

続きまして、運営方法についてでございます。これにつきましては、条例第5条の規定により審議会に会長及び副会長1人を置き、第6条の規定により審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となるということになっております。

また、審議会の会議は、委員の方の過半数の出席によつて成立することになっております。そして、審議会の議事、これにつきましては、出席委員の過半数をもつて決するという事となつております。

関係者の出席等につきましては、第7条の規定により会長は必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴いたり資料の提出を求めることが出来るということになっております。その他、第8条及び第9条の規定により審議会の庶務は、上下水道部管理課において処理をし、また、条例で定めるもののほか、必要な事項につきましては、会長が会議に諮り定めることとなっております。

以上、この浜田市水道事業審議会の趣旨及び運営方法につきまして、条例に基づきましてご説明いたしました。以上、よろしくお祈りいたします。

6 議 事

(1) 会長及び副会長の選任について

管理課長

上下水道部長から、この水道事業審議会の趣旨及び運営方法等についてご説明をさせていただきました。

条例の最後に附則というのがございますが、附則の4番目に、施行日後または委員の任期満了後最初に開かれる審議会の会議は、管理者が招集するものとするとうございます。

今回、第1回目の会議でございますので、これからの議事のなかで、会長及び副会長の互選を行おうと思つておりますが、ここまでは、管理者といへば市長になりますが、私ども事務局のほうで進めさせていただきました。

これから6番目の議事に入りますが、本日予定しております議事については3点ございます。

まず1点目、会長及び副会長の選任についてということで、先ほど上下水道部長からの条例の説明でもありましたが、条例第5条によりまして会長及び副会長は、委員の互選により、これを定めるとなつておりますが、この選任方法について、皆様から何かご意見、お考えなどが

ありましたら、お聞かせいただければと思います。いかがでございますでしょうか。

佐古委員、大島委員

事務局から何か案ありますか。

管理課長

はい、ありがとうございます。佐古委員さんから事務局案をとということでございまして、あと大島委員さんも同じようにご発言をいただいたところですが、私どもの方で恒例によりまして、少し役員の方案を持っております。これをお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そういたしますと、今回の水道事業審議会の会長につきましては、島根県立大学の豊田委員にお願いできればと思います。また、副会長につきましては、浜田商工会議所の岡田委員にお願いできればと思います。いかがでございますでしょうか。

(拍手多数)

管理課長

ありがとうございます。そういたしますと、これ以降の本日の議事進行につきましては、先ほどご説明いたしましたように、会長が進めるということでございますので、会長席を設けておりますので、豊田委員に移動していただきまして、そちらの方でご進行いただきたいと思います。

豊田会長

改めまして、島根県立大学の豊田と申します。よろしくお願いたします。前回の水道料金の値上げのときに会長を務めさせていただいた経緯から今回も選任されたものと考えております。水道料金の値上げのときにも、この地域の水道事業について、いくつか大きな課題があるということで、いろいろな審議がなされました。

また、先ほどの市長のご挨拶にもありましたけれども、水道施設の老朽化が著しく進んでいるということや人口減少のなかで収益性をどのように確保していかなくてはならないのかについては、長期的に考えていかなくてはならないと、そのときの審議会のなかでも話し合われたところです。

加えて、本日も大雨が降っておりますけれども、最近では急な雨が頻発しておりまして、このような災害に備えて、安定的な給水をどのように確保していくのかということも考えていかなければならない課題なのかもしれません。

このように、時代によって、水道は私たちの生活に関わる重要なインフラですので、出てくる課題というものも色々ございますので、意見を色々出していただければと思います。よろしくお願いたします。

(2) 浜田市の水道事業について

豊田会長

それでは、これ以降の議事を進めさせていただきたいと思っております。

議事(2)の「浜田市の水道事業について」ということで、事業の概況について、ご説明いただけたらと思っております。

企画経理係長

企画経理係長の湯井でございます。議事（2）の「浜田市の水道事業について」説明させていただきます。お手元に「浜田市の水道事業について」という両面カラー刷りの冊子があるかと思いますが、こちらの資料に沿って説明させていただきます。それでは、座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

表紙をめくっていただいて、1 ページに目次ということで大きな項目として、3 つ挙げております。1 番目は、「浜田市の水道事業の沿革について」でございます。2 番目は、「簡易水道事業の統合と水道料金改定について」でございます。3 番目は、「水道事業を取り巻く状況について」でございます。

本日は初回の水道事業審議会ということで、浜田市の水道事業について、よくご存知の方もそうでない委員の方もいらっしゃるわけでございますので、時系列的に市の水道事業が、どのように推移してきたのかということに力点をおいて説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

資料 3 ページの「浜田市の水道事業の沿革について」でございます。上水道事業の沿革についてでございますが、こちらの上水道区域といいますと、平成 17 年に浜田市と旧那賀郡とが合併しておりますけれども、上水道エリアというのは、合併前の旧浜田市の行政区域にあったものが、上水道ということで運営しております。

上水道事業は、昭和 8 年に認可を受けまして、翌昭和 9 年 6 月から当時の浜田町と石見村の一部で、給水を開始したのが始まりでございます。

その後、昭和 30 年の区域拡張によりまして、長沢、浅井、港町方面へと給水エリアは広がっております。さらに、昭和 44 年の区域拡張によりまして、熱田、長浜、治和、津摩、内田、内村地区まで給水区域が広がっております。

さらに、昭和 55 年の区域拡張では、生湯、河内、野原、西村地区を給水区域に取り込み、その後は、平成 11 年度から山間部エリアの「水道未給地域解消事業」というのに国の補助金をいただきながら着手いたしまして、平成 21 年度に、櫛田原、あるいは鍋石地区に給水を開始することによって、市町村合併前の旧浜田市内のほとんどを給水区域に取り込むということに至っております。

続きまして 4 ページをご覧ください。「簡易水道事業の沿革について」でございます。まず、上水道と簡易水道という言い方がありますが、この簡易水道というのはどういうものかといいますと、水道事業というのは、厚生労働大臣の認可を受けて事業を実施するものでございまして、その認可を受けるときの計画給水人口が 5 千人未満のものが簡易水道ということでございます。したがって、水道の施設が違っているということではなく、認可を取るうえでの計画給水人口の違いによって、これが 5 千人未満ですので、旧那賀郡エリアについては、水道法上の簡易水道という位置付けで水道事業を運営してきたということでございます。

まず、金城自治区でございますが、金城自治区には、上水道と統合前には、雲城・波佐簡易水道と今福・美又簡易水道がありまして、昭和 46 年から給水を開始しております。

旭自治区には、上水道との統合前には、簡易水道事業が 1 事業ございましたけれども、旭自治区では、昭和 46 年に給水を開始しております。それ以降は、今市地区と木田地区の簡易水道が統合し、名称が旭簡易水道となりました。その後、市木地区と都川地区の簡易水道が統合することによって、新旭簡易水道という名称で簡易水道事業を運営しております。

続きまして、弥栄自治区でございます。弥栄自治区には、簡易水道事業が1事業ございましたけれども、こちらは昭和57年から給水を開始しております。それ以降は、稲代六歩谷、野坂、高内、これらの簡易水道を統合しながら現在に至っているということでございます。

三隅自治区におきましては、上水道と統合前に簡易水道事業は4事業ございました。三保簡易水道、こちらが昭和33年に給水を開始いたしました。それ以降は、須津や三隅簡易水道を統合しながら現在に至っております。そのほか平原簡易水道につきましては、平成6年に給水を開始し、西ノ谷簡易水道と河内簡易水道は、平成17年に給水を開始して現在に至っているところです。そして、これらの各自地区の簡易水道事業は、平成17年10月の市町村合併によって統合されまして、浜田市簡易水道事業となっております。

先ほど説明しましたように、旧浜田市の上水道につきましては、昭和の一桁台から給水を開始しているのに対しまして、旧那賀郡の簡易水道事業は、昭和30年度以降に給水を開始しておりますので、上水道のほうが歴史があるということでございますので、水道施設の方は、簡易水道の方が上水道に比べて比較的新しいということがいえるかと思えます。

続いて1枚めくっていただいて、6ページをご覧くださいませでしょうか。簡易水道事業の統合と水道料金改定についてということでございます。

平成17年10月に浜田市は市町村合併をしておりますけれども、その2年後の平成19年に国から上水道と簡易水道を統合するよという方針が示されまして、統合しない場合については、簡易水道事業に対する国からの補助金が受けられなくなるということがございましたので、浜田市といたしましては、平成21年度に、今後、簡易水道事業を上水道事業と統合しようということで、簡易水道事業の統合計画書を国に提出し、平成30年4月に上水道と簡易水道が統合する運びになったということでございます。

次に水道料金の改定についてでございます。改定の経緯でございますけれども、先ほど申しましたように、国が示した方針に従いまして、平成30年4月に旧那賀郡地域の簡易水道事業と上水道事業を統合することとなりました。しかしながら、簡易水道と上水道では、料金体系と料金水準が異なっておりますので、水道料金の改定をして統一する必要がありました。

水道料金の見直しにつきましては、平成27年度に浜田市水道料金審議会というのを開催いたしまして、最終的に水道料金審議会から答申を受けまして、その答申内容を踏まえうえて、昨年平成30年10月から平均で24.8%の改定をするということとしております。

下の方にいきまして、主な改正内容でございますが、こちらは4点ございます。簡易水道の用途別料金を上水道の口径別料金に統一するということが、こちらが1点目です。2点目は、従来は、メーター使用料という名目で徴収していたものを廃止して、基本料金の中に含めて徴収するということです。3点目は、従量料金を使用水量に応じた6区分とするということでございます。4点目は、簡易水道に付与されておりました基本水量制、これについては廃止するというものでございます。これらがこの度の料金統一にあたっての主な改正内容でございます。

改正時期につきましては、昨年の平成30年10月から着手することとし、激変緩和措置ということで、段階的改定をするということでございます。毎年10月1日において、料金を徐々に調整していつ、令和2年10月から市内全域の水道料金の統一を図ることとしております。

資料7ページの下の方に、モデル使用者料金比較表を掲載しておりますのでご覧ください。今回の水道料金改定によりまして、浜田地区と三隅地区におきましては、いずれの使用水量におきましても改定率はプラス、すなわち料金値上げとなっておりますが、金城・旭・弥栄地区

におきましては、1か月の使用水量が50立米メートル未満の一般のご家庭につきましては、料金改定、料金統一によりまして、値下げとなるということでございます。消費税は、この10月1日から10%へ上がることが決定しておりますが、8%のときの金額を記載しております。

また、その下に、島根県内各市の水道料金比較表を載せておりますのでご覧いただけますでしょうか。平成29年4月現在での比較となりますが、この度の料金改定によりまして、1ヶ月20m³ご使用の標準的なご家庭の場合で、浜田市は、従来、県内で一番安い消費税8%込みで、2,674円であった料金がこの度の料金改定で出雲、益田に次いで下から3番目に安い3,445円になります。

資料を1ページめくっていただいて8ページです。最後に、「水道事業取り巻く状況について」ということでございます。

冒頭の副市長の挨拶やこの審議会の趣旨説明のところから上下水道部長の方から申し上げましたように、水道事業を取り巻く状況というのは、年々厳しくなっているということでございます。

具体的に申し上げますと、給水人口が減ってきているということでございます。給水人口につきましては、平成20年度に上水道と簡易水道と合わせまして、5万8千人でございましたけれども、平成28年度実績では5万4千人ということで、8年間で約1割弱減少しております。給水人口の減少によって給水収益、つまり水道料金収入につきましても、料金水準が同じでございましたら、減ってきているところがございます。平成20年度に上水道と簡易水道合わせて、11億4千万円あったものが、平成28年度におきましては、10億6千万円ということで、8年間で約8千万円ほど減少しているということでございます。

給水収益の青い折れ線グラフの上水道については、年々減ってきておりますけれども、下の赤い方の簡易水道については、平成20年から平成21年、平成22年までは、若干増えておりますが、これは、旭自治区にあります島根あさひ社会復帰促進センターの開庁が大きく影響しているものでございます。こちらの矯正施設の方では、水をたくさん使われますので、簡易水道エリアにおいても、上水道エリアと同じように区域内人口については、減っておりますけれども、島根あさひ社会復帰促進センターのような水をたくさん使う事業所の影響がありまして、平成20年度から平成21年、平成22年と給水収益、水道料金収入が、若干上昇ということで推移しております。それ以降につきましては、横這いもしくは若干減少しておるということでございます。

先ほどから申し上げておりますように、給水人口の減少による給水収益の減少に加えまして、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加ということが水道事業を取り巻く大きな環境変化ということで、このような状況下で水道事業の安全性と継続性を今後いかにして確保していくのが、大きな課題であると考えております。

以上、浜田市の水道事業につきまして、配布資料にそって説明させていただきました。私のほうからの説明は以上で終わりでございます。

豊田会長

ありがとうございました。まずは、現状ということで浜田市の水道事業の状況、概要についてご説明いただきました。この点に関しまして、何かご質問等がございましたら挙手をお願いします。

質問者：三浦委員

4 ページの旭自治区説明の最後のところで、「ろ過施設」のことが書いてありますが、ろ過施設は何種類かあるんですか。

回答者：工務課長

社会復帰センターの設置に伴って戸川の水源の改良を行っておりますが、ここは、もともとが塩素消毒であったものが、セラミック膜を使った高度処理というかたちで、変更をしております。

質問者：三浦委員

一般の方がご家庭でも水道水を飲まないというか、水を買うということですので、塩素がすぐ気になっている方もおられるなかで、塩素でないもので対応されているということですので、旭社会復帰促進センターはそういうことへの配慮が求められたということですか。

回答者：工務課長

旭の膜ろ過施設でございますが、最初に川の濁りとかを取り除く部分でセラミック膜で汚れを取りまして、それから落ち着いて、もう一度、どこの施設も同じでございますが、大腸菌があってはいけないということで塩素を注入しております。よって、最終的には、どこの水も同じような水質を提供しています。

質問者：鈴木委員

簡易水道について素朴な疑問ですが、5,000 人未満だと簡易水道だにご説明いただいたのですが、金城と三隅自治区の給水人口を見ますと、5,000 人を超えておりますが、どうして簡易水道になるのかが素朴な疑問としてありますので、お答えいただきたいと思っております。

回答者：工務課長

金城も三隅も当時合わせた計画給水人口でございまして、金城につきましては、雲城と今福の合計の計画給水人口が 6,500 人です。

三隅につきましても、4つの簡易水道の合計人数は、5,000 人を超えておりますが、個別には 5,000 人以下というかたちで計画がされております。

質問者：佐古委員

7 ページの「新旧モデル使用者料金比較表」で、口径 25 ミリ・1 ヶ月分が 200 m³のところ、三隅が改定前が 25,861 円で改定後が 45,576 円、800 m³のところでも改定前の 132,915 円が 185,220 円になるというのは、かなり、恣意的に政治的な意味合いで三隅町は料金を抑えられてきたのかということと、もう 1 点は、浜田市の隣の江津市とか大田市は、なぜ水道料金高いのか、この 2 点についてお願いします。

回答者：企画経理係長

佐古委員の質問の 1 点目について、三隅地区では、大口利用のところで改定率が大きい、つまりは、改定前が料金が安いということでございますが、意図というのは分かりませんが、料金表を見ますと、従量料金単価が三隅地区においては、だいぶ抑えられていたということで、たくさん使われても 1 m³あたりの従量単価が安いので、料金はそんなに掛からなかったということだと思います。

2 点目の大田市と江津市の料金が高い理由についてのご質問ですが、こちらについては詳しいことは分かりませんが、大田市と江津市は、県の企業局から水を買っていることが影響しているんじゃないかと思えます。

質問者：豊田会長

水道管の老朽化だけではなく、水道施設、例えば、浄水場とかの老朽化も進んでいると思いますが、だいたいどのくらいの割合の施設が、今後 10 年以内の近い将来に更新が必要となるのか、目安がありましたら教えていただきたいと思えます。

回答者：工務課長

今現在、水道管、そして、浄水場、配水池を含めた水道施設の更新計画のほうを作成している途中です。ざっと申し上げますと、施設につきましては、作った年代から言いますと、耐震化がなされ始めた年代があります。複数近くが最近で、耐震化されております。耐震化されていないものもあります。詳しい耐震診断はしておりませんので、そういうのも含めて、今後、報告をさせていただきたいと思っています。

一番古い施設と申しますと、相生水源地がございます。これは 60 年以上経っている施設でありますので、こういった緊急性のある更新の計画も合わせて策定していきたいと思えます。

豊田会長

ありがとうございます。今後の審議会の中で将来のことも含めて審議をするということでしょうか。

そのほかの質問がないようですので、次に移りたいと思えます。

本日は、初回の水道事業審議会ということで会場を移動して美川浄水場の施設見学が予定されています。会場を移動する前に事務局から今後の審議会の開催予定についてご説明いただければと思えます。

管理課長

失礼いたします。冒頭から申し上げておりますように、本日は第 1 回目の審議会ということで会長、副会長の互選、それから現在の浜田市の水道事業の概要について説明させていただきました。

先ほど会長がおっしゃいましたように、この後、美川の浄水場のほうをご覧になっていただきたいと思えますが、第 2 回以降の会議について、少しご説明いたしますと、本年度は 3 回程度の審議会を予定しております。

そもそも附属機関という、いろいろな分野にわたって検討をいただいたり、審議をいただいたり、調査をいただいたりという組織がたくさんあるんですけども、この水道事業審議会というのは水道事業に関わる重要事項ということで、いろんなことを皆さんに考えていただいたり、ご意見があればいただいたりというようなことを考えております。

そういうなかで、これからの予定とすれば、2 回目は、秋頃 10 月の半ばくらいに、また 3 回目については、年明けの 1 月の中旬くらいにというスパンで、今年度はあと 2 回くらい開催しようかと思っております。内容的に申しますと、先ほどもありましたが、例えば、現在作成している水道施設の更新計画的なものは、こういったように考えていますよというようなことについて、皆様のご意見をいただきたいと思えます。

あるいは、水道事業は概ね 13 億ぐらゐの収入があつて、いろいろな事業経費を賄つておりま

す。そういう中で、これの決算はどういう決算になっているのか、どういうことに、どのくらいお金が掛かっているのかとか、来年度の予算としてこういう事業、このようにして進めていこうと思いますと、そういったことを皆さんにお知らせして、あーなるほどこういうふうにしたらいんじゃないかとか、あるいは、このように使っているんだなというのをご理解いただいたり、それからご意見をいただいたりというようなことを、この1年はお願いしたいと思っております。

従いまして、大変お忙しい中恐縮ですが、少なくとも今年はあと2回くらい会議を開いて、皆さんにいろんなご意見をいただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

そういたしますと、先ほどもありましたように、今日は美川の浄水場、この浜田の水の供給元となっている施設ですけれども、市内の小学生が勉強の一環で見に来て、見学をしてくれています。そのときに説明をさせていただいたり、水ってどのように送られるのかというようなことを見聞きしていただいておりますが、加えて今日は、第1回目ですので、審議会の委員さんにもそういったところをご覧になっていただきたいと思っております。

今日は非常に足元が悪い中で恐縮ではございますけれども、マイクロバスを準備しておりますので、そちらに乗車して美川の浄水場のほうへと思っております。

向こうへ移動して、説明させていただいて、時間にして、約1時間程度を見込んでおります。

それでは、この会場には、戻ってまいりませんので、お荷物などは、持っていて、係の職員が誘導いたしますので、マイクロバスに乗っていただければと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 水道施設（美川浄水場）の視察について

(会場を移動し、美川浄水場の視察を実施)